

児童発達支援・放課後等デイサービス

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 目的

本指針は、事業所に関係する利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐための迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護するためことを目的とする。

2. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障害者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、及び職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

3. 感染症対策委員会の設置

感染症の予防及びまん延を未然に防止するとともに、発生時の対策を検討する体制として、感染症対策委員会を設置する。

1. 委員会の構成メンバーとして、事業所管理者・施設長、現場職員、感染対策の知識を有するもの。
 2. 委員会は3ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は、必要に応じて随時開催する。
-

4. 感染症対策委員会の役割

- 1.事業所内感染対策の立案
 - 2.感染症発生時の対応の検討
 - 3.情報収集、整理、全職員への周知
 - 4.行動マニュアル(BCP)等の作成
 - 5.事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施
-

5. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策(スタンダードプリコーション)」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌液、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

主な内容

- ・手指消毒(手洗い、手指消毒)
 - ・个人防护具(手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)の使用
 - ・呼吸器衛生(咳エチケット)
 - ・環境整備(整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理)
-

6. 発生時の対応

1. 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じた医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
2. 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。

3. 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
 4. サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。
 5. 本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合には、すぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。
-

7. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- 1.各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染症対策に努める。
 - 2.マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
 - 3.「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」を踏まえ、感染症対策に常に努める。
-

8. 指針の見直し

本指針は、少なくとも年 1 回、または重大な事案が発生した際に見直しを行う。
見直し結果は全職員に周知し、継続的な適正化に努める。

付則

本指針は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 7 月 1 日 開催頻度を改訂。